

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## 背景

### 近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発

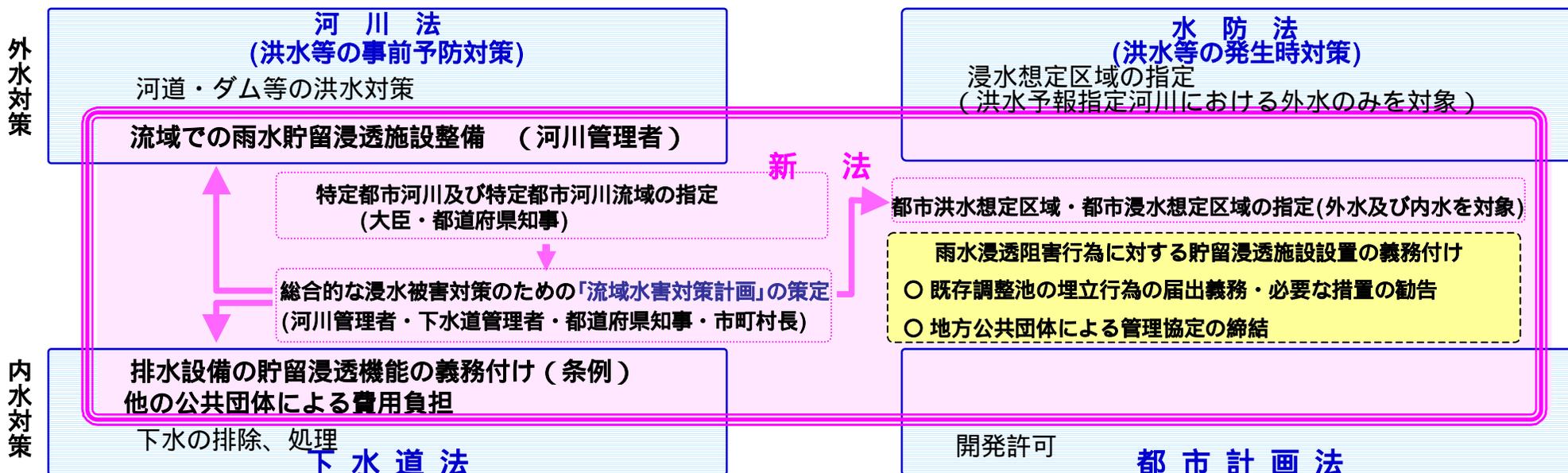
- 都市部では、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発している
- ヒートアイランド化等により集中豪雨が頻発しており、浸水被害の危険性が増大
- 一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生

- 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節施設の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難

### 【特定都市河川流域の指定状況】

- 鶴見川（神奈川：平成16年度指定）、寝屋川（大阪：指定作業中）
- 全国30～40河川を想定

## 都市河川流域における新たなスキームによる浸水被害対策が必要

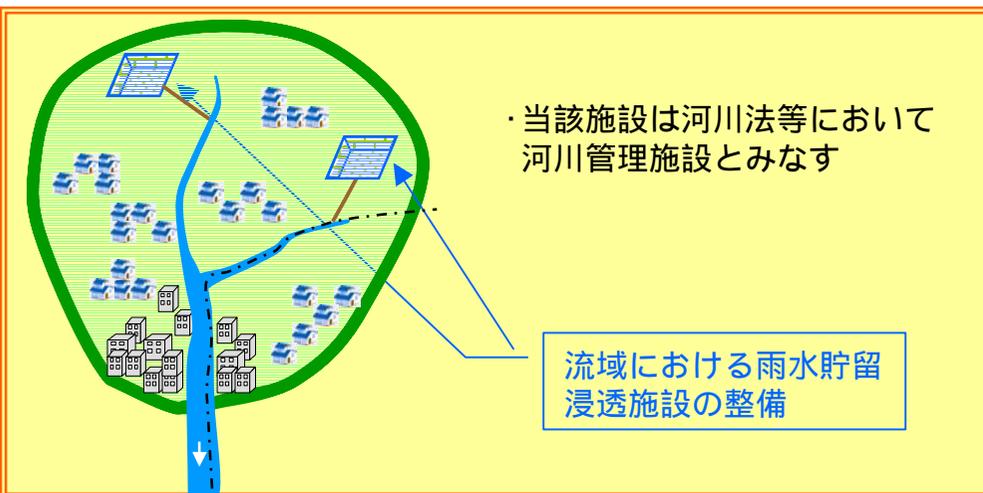


# 特定都市河川浸水被害対策法（2）

## 流域水害対策計画

- (1) 浸水被害対策の基本方針
- (2) 都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- (3) 特定都市河川の整備に関する事項
- (4) 当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
- (5) 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項
- (6) 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
- (7) 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
- (8) 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
- (9) その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

## 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備



## 雨水の流出の抑制のための規制等

### (1) 保全調整池に係る行為の届出

- ・都道府県知事が一定規模(100m<sup>3</sup>を想定)以上の防災調整池を保全調整池として指定
- ・保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)は都道府県知事に対する届出を義務付け
- ・都道府県知事は必要な措置を助言・勧告

### 防災調整池の埋め立て事例



従前の防災調整池(約500m<sup>3</sup>規模)



埋め立て後の状況  
(東京都町田市玉川学園4丁目  
興人調整池)

### (2) 保全調整池に係る管理協定

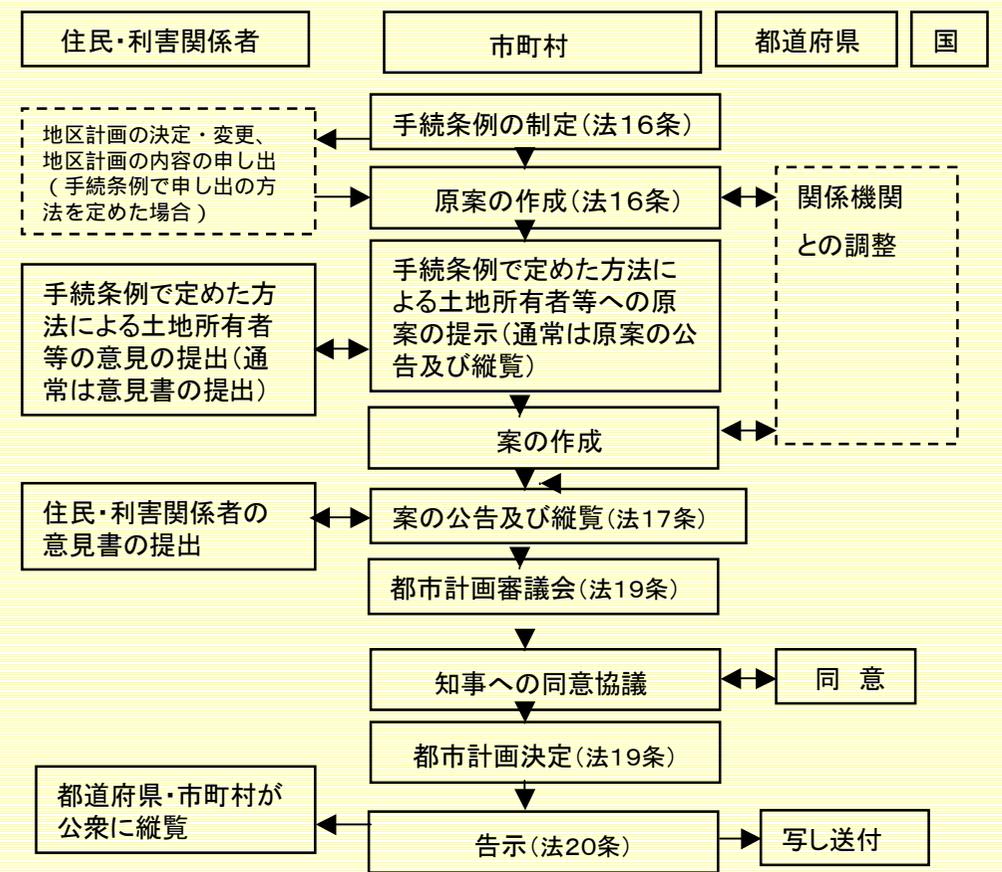
- ・地方公共団体は、保全調整池の所有者と協定を締結し保全調整池を管理することができる。

# 都市計画法における地区計画制度

## 都市計画法における地区計画制度（都市計画法第12条の5）

- 地区計画：建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画。
- 建築物の建築（改築を含む）を行う場合に届出手続を課し、この際、地区計画に適合しないときは、必要な勧告をすることができることとしているものであり、既存施設についてその改築を求めるものではない。
- 地区計画内の建築物の敷地、構造等に対する制限は、建築基準法上に基づく条例で規制することとなる。

### 地区計画の都市計画決定手続きフロー



(社)日本都市計学会、「都市計画マニュアル」(4)(土地利用編)地区計画

### 地区計画の事例（兵庫県尼崎市：道意町7丁目地区計画）

#### ●計画書

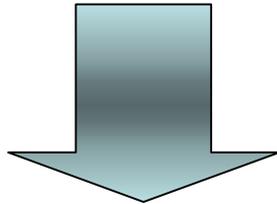
名称	道意町7丁目北地区再開発地区計画	
位置	尼崎市道意町7丁目の一部	
面積	約7.1ha	
地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 幅員8m、延長約220m
	公共空地	A) 面積 約410㎡(幅員6mの歩行者用通路) B) 面積 約1400㎡(幅員6mの歩行者用通路) 上空を2.5mを超える部分での建築を認める。 C) 面積 約1100㎡(復員2.5mの歩道状空地)
	公園	面積 約1,000㎡
	広場	面積 約1,200㎡
	緑地	幅員2m、延長 約260m
	配置は計画図に表示のとおり	
建築物等に関する事項	地区の区分	名称 研究教育・研究開発地区 面積 約2.2ha
		業務・商業地区 約4.9ha
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ・建築基準法別表第2(ぬ)項第1号に掲げるもの(ただし、(16)および(23)から(28)までを除く)。 ・建築基準法別表第2(ぬ)項第2号に掲げるもの。
	建築物の延面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の30
	建築物の高さの最低限度	7m ただし、公園施設等公共上または公益上必要な施設については、この限りではない。
	建築物の壁面の位置の制限	計画図に表示する部分の境界線から、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面または門若しくはへいまでの距離の最低限度は、1.0mとする。
	建築物等の意匠の制限	建築物等の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、周辺の水と緑に調和した色調とする。
	門及びへいの構造の制限	門及びへいの構造は、フェンス若しくは鉄さく等、透視可能なものまたは生け垣とし、ブロックまたはこれに類するものは設置してはならない。
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ・建築基準法別表第2(ぬ)項第1号、2号に掲げるもの
	建築物の延面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の30

# 建築基準法における災害危険区域及び地下室の取り扱い

## 建築基準法抜粋（災害危険区域）

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

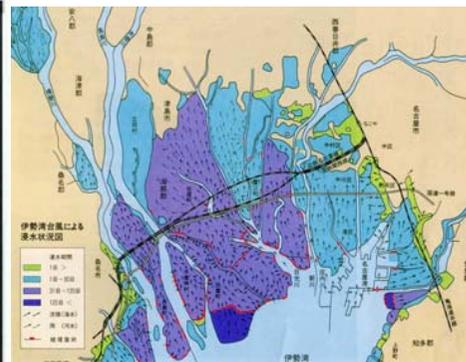
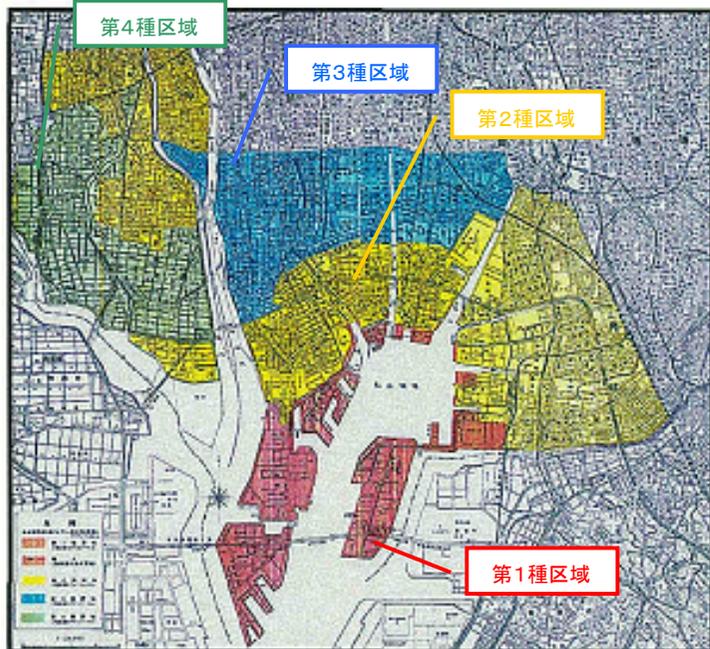
2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。



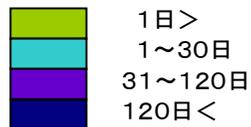
## 災害危険区域の事例

名古屋市臨海部防災区域図

伊勢湾台風(S34. 9)による浸水状況図



浸水期間



条例による制限の具体例（名古屋市）

	1階の床の高さ	構造制限	図解	
第1種区域	N・P(+) 4m以上	木造禁止		*建築物の建築禁止 範囲…海岸線・河岸線から50m以内で市長が指定する区域 制限…居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等の建築禁止 木造以外の構造で、居住室等の床の高さをN・P(+) 5.5m以上としたものについては建築可能
第2種区域	N・P(+) 1m以上	2階以上に居室設置 緩和:延べ面積が100㎡以内のものは避難室、避難設備の設置による代替可		*公共建築物の制限(第2種～第4種区域) 範囲…学校、病院、集会場、官公署、児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物 制限…1階の床の高さN・P(+) 2mかつN・P(+) 3.5m以上の居室設置
第3種区域	N・P(+) 1m以上			
第4種調整区域	N・P(+) 1m以上	2階以上に居室設置		

## 建築基準法による地下室の取り扱い

### 建築基準法の一部改正（住宅の地階 H6）

#### 住宅の地階

建築物の地階で、その天井が地盤面からの高さ1m以下にある住宅の用途に供する部分の床面積が、その建築物の住宅に供する部分の床面積合計の1/3までは算入しない。（建基法52条2項）

#### ●建築基準法における容積率制限の目的

- ▶建築物と道路、下水道等の公共施設との均衡を保つこと。
- ▶建築物の周辺の採光、通風等の市街地環境の悪化を防止。

#### ●地下室と容積率制限の関係

- ▶地下室の設置は、容積率制限の目的に大きく影響を及ぼさず良好な市街地環境を確保し、ゆとりある住宅の供給を図ることが可能であるため、平成6年に建築基準法の容積率制限を緩和。

- この結果、都市部には半地下ビルや住宅が増加し、豪雨時には雨水が地下部に流入し浸水被害が発生するという問題が顕在化。



# 津波避難ビルに係る施策の実施状況

東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震発生時における津波による被害の軽減のため、大きな平野部や急傾斜地に近接した地域における避難場所の確保として、堅固な建築物の活用(津波避難ビル)が必要。



津波からの避難が困難な地域における津波避難ビル等の普及を促進するため「津波避難ビル等に係るガイドライン」を作成(内閣府 H17. 6)

## 津波避難ビル等に係るガイドライン

既設建築物、津波避難ビル等が満たすべき要件、指定や運用にあたっての留意点をとりまとめ

1. 構造要件：
  - ・耐震性：新耐震基準(S56)に適合
  - ・津波に対する安全性：RC又はSRC構造、階数を想定浸水深に応じて設定
2. 位置的要件：津波浸水予想区域、避難困難者数等を考慮
3. 選定、新築整備にあたっての留意点：
  - ・避難訓練等を通じ緊急時に混乱が生じないように配慮
  - ・避難スペースを安全な高さに設定、アクセス容易
  - ・避難時の機能確保(非常用電源、防災倉庫等)
4. 利用運営に係る留意点：
  - ・円滑な解錠
  - ・施設管理者が解錠可能な場合は施設管理者が解錠
  - ・施設管理者が解錠不可能な場合は関係者間(施設管理者、市町村職員、消防団、町内会等)で錠の管理、解錠について協議調整
  - ・津波避難ビルへの誘導
  - ・案内のための標識の設置等
  - ・その他運営主体、運営内容等を決める際の留意点を記述
5. 指定に係る協議交渉の留意点：
  - ・既存施設の指定にあたり施設所有者と使用施設、使用範囲、解錠方法、責任分担等について協議
  - ・外部階段設置、自動解錠機能等の機能追加も考慮
6. 周知、普及、啓発等：
  - ・標識及び様々なメディア等で周知
  - ・研修、訓練の実施等

## ● 既存施設を津波避難ビルとして指定した事例

神奈川県藤沢市 民間施設について市内に50カ所を指定



## ● 津波避難ビル等専用の施設の事例

片浜コミュニティ防災センター(静岡県相良町) 畔名地区津波避難タワー(三重県志摩市)



## ○津波避難ビル等の指定状況について

津波避難ビルを指定していない。	67.6% (426件)
津波避難ビルを指定している。	13.8% (112件)
高台のみ指定している。	17.7% (87件)
不明	0.9% (5件)

H16.12 内閣府調べ

(海岸線を有する全国929市町村に対してアンケートを実施、630市区町村から有効回答を得た。)